



5 文科科第 445 号
令和 5 年 11 月 14 日

文部科学省の予算の配分又は措置により
研究を実施する研究機関の長 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長
柿 田 恭 良

査読における不適切な行為の防止について（通知）

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、各研究機関に対してガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しており、すでに多くの研究機関では研究不正への対応に関する規程・体制の整備、研究者に対する定期的な研究倫理教育の実施など、ガイドラインに基づく取組が定着してきています。

また、特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）以外の研究活動における不正行為としては、二重投稿や不適切なオーサiership等が認識されるようになってきておりますが、ガイドラインでは「具体的にどのような行為が、（中略）研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、各研究分野において不正行為が疑われた事例や国際的な動向等を踏まえて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。」としております。

このような中、先般、査読における不適切な行為の認定があったことを踏まえ、「研究活動における不適切な行為の防止及び調査体制等について（通知）」（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 文科科第 919 号文部科学省科学技術・学術政策局長通知。以下「令和 5 年 3 月通知」という。）において、特定不正行為以外の不適切な行為の一つとして、査読における不適切な行為についても適切な対応をお願いしたところです。併せて令和 4 年 12 月に日本学術会議に対し、査読を実施する際の規範となる対応指針等について審議を依頼し、今般、別添 2 のとおり同会議より回答があったところです（「論文の査読に関する審議について（回答）」（令和 5 年 9 月 25 日、日本学術会議。以下「日本学術会議回答」という。))。

各研究機関の長におかれては、所属する研究者に対して本通知の内容を周知するとともに、下記に示すとおり日本学術会議回答の内容にも留意しつつ、研究倫理教育のより一層の取組の強化を含め、査読における不適切な行為の防止に向けた対応を引き続きお願いします。

なお、文部科学省においても、引き続きガイドラインの実施等に関しフォローアップすることとしております。

別添 1 「論文の査読に関する審議について（回答）」のうち要旨抜粋

別添 2 「論文の査読に関する審議について（回答）」（令和 5 年 9 月 25 日、日本学術会議）

記

1. 査読における不適切な行為に関する対応について

特定不正行為以外の二重投稿、不適切なオーサーシップ、査読における不適切な行為等については、科学の信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにつながり得る研究者倫理に反する行為に当たるものであると考えられます。

このうち、査読における不適切な行為に関し、日本学術会議回答において、「査読の意義・重要性」として、査読に関わる関係者の責務について触れられるとともに、「査読を実施する際に想定される不適切な行為」、「査読を実施する際に規範となる対応指針（投稿者、査読者、編集者等）」等がとりまとめられており、研究者や研究機関のみならず出版社や学術誌を対象とした考え方が示されております。

論文の査読に関する不適切な行為は、研究者の社会からの信頼を失うとともに、科学に対する国民の信頼を揺るがし、科学の発展を妨げることに繋がるものであるため、適切な対応が必要であると考えられます。

各研究機関におかれては、日本学術会議回答も踏まえ、査読における不適切な行為についても適切に対応頂くよう改めてお願いいたします。

2. 研究倫理教育について

研究倫理教育の実効性を上げることの重要性については、これまでもガイドライン、令和5年3月通知等においてお示ししているところですが、日本学術会議回答においては、査読者の研修・教育の在り方について示されるとともに、大学・教育機関に対しても、想定される対策が次のとおり示されています。

(想定される対策)

科学研究の査読全般については、既に研究倫理指針や教材が多数提供されており、大学・研究機関がこれらをうまく活用して研修・教育を実施することができる。もちろん独自の教材の作成・提供も考えられる。効率よく有効な研修・教育を行うには、学生が初めて論文を作成する時期や投稿する時期、若手研究者が初めてピア・レビューを行う可能性のある時期等、タイミングへの配慮も重要である。

各研究機関におかれては、すでに研究倫理教育の実施に取り組まれていると思いますが、上記内容を踏まえ、より一層の取組の強化をお願いいたします。また、学生に対する研究倫理教育についても同様の取組の実施をお願いいたします。

【本件問合せ先】

文部科学省科学技術・学術政策局

研究環境課研究公正推進室

電 話：03-5253-4111（内線 4028）

E-mail：jinken@mext.go.jp